

9月2日（金）

令和 4 年 9 月 2 日 (金 曜 日)

午前10時0分開会

出席議員 (36名)

- 2番 坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
- 3番 来住一人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4番 山内佳菜子 (県民連合宮崎)
- 5番 武田浩一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6番 山下寿 (同)
- 7番 窪菌辰也 (同)
- 8番 佐藤雅洋 (同)
- 9番 安田厚生 (同)
- 10番 日高利夫 (同)
- 11番 川添博 (同)
- 13番 中野一則 (同)
- 14番 冨師博規 (無所属の会 チームひまわり)
- 15番 有岡浩一 (郷中の会)
- 16番 重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 17番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 18番 岩切達哉 (県民連合宮崎)
- 19番 井本英雄 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 徳重忠夫 (同)
- 21番 外山衛 (同)
- 22番 濱砂守 (同)
- 23番 二見康之 (同)
- 24番 山下博三 (同)
- 25番 西村賢 (同)
- 26番 日高博之 (同)
- 28番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田口雄二 (県民連合宮崎)
- 30番 満行潤一 (同)
- 31番 太田清海 (同)
- 32番 坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 日高陽一 (同)
- 34番 横田照夫 (同)
- 35番 野崎幸士 (同)
- 36番 星原透 (同)
- 37番 蓬原正三 (同)
- 38番 丸山裕次郎 (同)
- 39番 右松隆央 (同)

欠席議員 (1名)

- 27番 井上紀代子 (県民の声)

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 日 隈 俊 郎 | 日 隈 俊 郎 |
| 副 知 事 | 永 山 寛 理 | 永 山 寛 理 |
| 総 合 政 策 部 長 | 松 浦 直 康 | 松 浦 直 康 |
| 政 策 調 整 監 | 吉 村 達 也 | 吉 村 達 也 |
| 総 務 部 長 | 渡 辺 善 敬 | 渡 辺 善 敬 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 横 山 直 樹 | 横 山 直 樹 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 重 黒 木 清 | 重 黒 木 清 |
| 環 境 森 林 部 長 | 河 野 讓 二 | 河 野 讓 二 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 横 山 浩 文 | 横 山 浩 文 |
| 農 政 水 産 部 長 | 久 保 昌 広 | 久 保 昌 広 |
| 県 土 整 備 部 長 | 西 田 員 敏 | 西 田 員 敏 |
| 会 計 管 理 者 | 矢 野 慶 子 | 矢 野 慶 子 |
| 企 業 局 長 | 井 手 義 哉 | 井 手 義 哉 |
| 病 院 局 長 | 吉 村 久 人 | 吉 村 久 人 |
| 財 政 課 長 | 高 妻 克 明 | 高 妻 克 明 |
| 教 育 長 | 黒 木 淳 一 郎 | 黒 木 淳 一 郎 |
| 公 安 委 員 長 | 島 津 久 友 | 島 津 久 友 |
| 警 察 本 部 長 | 山 本 将 之 彦 | 山 本 将 之 彦 |
| 代 表 監 査 委 員 | 緒 方 文 彦 | 緒 方 文 彦 |
| 人 事 委 員 長 | 佐 藤 健 司 | 佐 藤 健 司 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 渡 久 山 武 志 | 渡 久 山 武 志 |
| 事 務 局 次 長 | 坂 元 修 一 | 坂 元 修 一 |
| 議 事 課 長 | 鬼 川 真 治 | 鬼 川 真 治 |
| 政 策 調 査 課 長 | 伊 豆 雅 広 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 関 谷 幸 二 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 佐 藤 亮 子 | 佐 藤 亮 子 |
| 議 事 課 主 査 | 川 野 有 里 子 | 川 野 有 里 子 |
| 議 事 課 主 査 | 内 田 祥 太 | 内 田 祥 太 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 山 本 聡 | 山 本 聡 |

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和4年9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、佐藤雅洋議員、来住一人議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る8月26日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました令和4年9月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計23件、その内訳は、補正予算2件、条例11件、予算・条例以外10件であります。このほか、5件の報告があります。

また、決算議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から10月7日までの36日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、9月7日から2日間の日程で代表質問、9日、12日、13日の3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他

の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

9月14日から3日間の日程で各常任委員会を開催し、22日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案を上程し、9月28日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。

決算特別委員会は、9月28日から10月5日までの間に開催し、7日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑かつ充実した議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月7日までの36日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から10月7日までの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議長の報告（副議長の辞職許可）

○中野一則議長 次に、御報告申し上げます。
昨日、副議長から、副議長の職を辞したい旨の願い出があり、地方自治法第108条の規定により、同日、議長において、これを許可いたしました。
以上、御報告いたします。

◎ 副議長の選挙

○中野一則議長 これより副議長の選挙を行います。
議長の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○中野一則議長 ただいまの出席議員は36名であります。

会議規則第32条の規定により、立会人に、野崎幸士議員、岩切達哉議員、重松幸次郎議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○中野一則議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○中野一則議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名の記載をお願いします。

立会人の立会いを願います。

これより投票に移ります。

まず、立会人の投票を願います。

〔立会人投票〕

○中野一則議長 それでは、議席順に順次投票を願います。

〔各議員投票〕

○中野一則議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の点検を願います。

〔開票・点検〕

○中野一則議長 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数36票、うち有効投票36票。有効投票中、二見康之議員26票、満行潤一議員5票、河野哲也議員3票、来住一人議員2票。

以上の結果、二見康之議員が最高点であり、かつ法定得票数以上でありますので、副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○中野一則議長 ただいま副議長に当選されました二見康之議員が議場におられますので、本席から、会議規則第35条の規定により、当選の告知をいたします。

御承諾を願います。

ここで、副議長の御挨拶があります。二見康之議員の登壇を願います。

○二見康之副議長〔登壇〕 おはようございます。ただいま御推挙いただきました二見康之でございます。

現在の国内外の情勢が目まぐるしく変化し、県民生活も大変な状況に置かれ、喫緊の課題が山積しているこのような時期に、議員としてもまだ10数年、浅学非才の私でございます。大変

な重責を担わせていただくことになり、身の引き締まる思いでございます。

しかしながら、ここには、豊かな知識や経験をお持ちの議員の方々、そして執行部の皆様も多数いらっしゃいます。皆様方の御理解、御協力を賜り、県政における歯車の一つとして、誠心誠意、県民の付託に応えられるよう努めてまいり所存でございますので、どうぞ皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げ、御挨拶といたします。(拍手) [降壇]

◎ 議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任許可

○中野一則議長 次に、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

辞任願

議会運営委員会委員 二見 康之
ゼロカーボン社会づくり推進対策特別委員会委員 二見 康之

このたび、都合により頭書の委員を辞任したので、委員会条例第13条第1項の規定により許可されるようお願いいたします。

令和4年9月2日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

○中野一則議長 ただいま朗読いたしました議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任願を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任は、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、辞任は許可されました。

◎ 議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任

○中野一則議長 これより、ただいま辞任されました議会運営委員会委員及び特別委員会委員の後任を選任いたします。

選任の方法は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名いたします。

事務局長に、各委員会別にその氏名を朗読させます。

[事務局長朗読]

議会運営委員会委員 濱砂 守
ゼロカーボン社会づくり推進対策特別委員会委員 右松 隆央

○中野一則議長 お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員を、それぞれ議会運営委員会委員及び特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎ 仮議長選任の委任の件

○中野一則議長 次に、仮議長選任の委任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議長及び副議長に共に事故があるとき、仮議長の選任を円滑に行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、本定例会における仮議長

の選任を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第23号まで上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第23号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和4年9月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点御報告を申し上げます。

1点目は、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてであります。

県では現在、オミクロン株B A.5系統の影響による第7波の感染爆発により、地域医療が危機的な状況に直面しております。このため、8月11日に発令した、県独自の警報として最高レベルの「医療非常事態宣言」について、9月21日まで延長することを決定し、早期の感染の鎮静化に向け取り組んでいるところであります。

これに先立つ8月初旬、1日当たりの新規感染者が初めて3,000人を超え、病床使用率も50%を超えるなど、かつてない厳しい状況に直面したことから、国と協議を行い、「B A.5対策強化地域」の指定を受けたところであります。こ

れに合わせ、県におきましては、新規病床の確保はもとより、入院に至る前の段階で治療や処方を行う自宅療養者初期治療センターの開設や、抗原検査キットの配布により、医療機関を経由せずに陽性確定を行う陽性者登録センターの開設など、医療提供体制の維持を図るための様々な対策を講じてまいりました。

なお、この陽性者登録センターにおきましては、市町村とも連携し、29日時点で6万個弱の抗原検査キットを配布するとともに、4,000人以上の陽性確定を行っており、医療機関の負担軽減に一定の成果が出ているものと考えております。

冒頭で申し上げたとおり、現在は医療非常事態宣言の下、各種対策を講じておりますが、長引く感染拡大の中、基礎疾患を有する高齢の患者が多く亡くなられております。お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

過去に例を見ない爆発的な感染拡大に直面する中で、昼夜を分かたず御尽力いただいている医療機関や訪問看護ステーション、高齢者施設等をはじめとする関係者の皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。

感染爆発の波を鎮静化させ、医療の逼迫を回避するためには、小児ワクチンや若い世代の3回目ワクチンの接種率を向上させるとともに、リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方への4回目接種を進めていく必要があります。

今回の感染拡大においては、10歳未満から10代の感染が増加し、家庭内感染から全世代へと感染が拡大していることから、県ではこれまでも、小児ワクチンバスの派遣などに取り組んでまいりました。今月上旬には小児接種が努力義

務化される見込みであることから、9月を「小児ワクチン接種促進月間」と位置づけ、さらなる広報の強化や県による集団接種を実施することとしております。

また、特に若い世代の方々には、自分自身と大切な方を守るために、ワクチン接種を積極的に検討いただきますようお願いいたします。

新型コロナをめぐる状況は刻一刻と変化しております。県としましては、今後も市町村や医療機関と連携し、医療提供体制のさらなる強化や保健所機能の維持、ワクチン接種の一層の進展等を図りながら、早期の感染抑制に向けて、全力で取り組んでまいります。そして、長引くコロナ禍により大きな影響を受けた地域経済や暮らしの回復に向けた取組も、市町村等と連携して着実に進めてまいります。県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2点目は、全国和牛能力共進会についてであります。

去る8月27日、本県経済や県民生活に甚大な影響を及ぼした口蹄疫の終息から12年を迎えました。

この間、畜産農家の皆様をはじめとするオール宮崎の体制で、口蹄疫からの再生復興に取り組んでまいりました。その結果、農業算出額が口蹄疫の発生前の額を上回る状況が続くとともに、県産牛肉の輸出量も年々増加しており、国内のみならず海外においても高く評価されております。

いよいよ10月6日から、鹿児島県において全国和牛能力共進会が開催されます。口蹄疫終息後の関係者の並々ならぬ御努力もあり、これまで3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞している本県では、先月、代表牛23頭が決定したところ

であります。近年、全国の技術力が大きく上がってきており、非常にレベルの高い厳しい戦いになるものと考えておりますが、「日本一の努力と準備」により、4大会連続の内閣総理大臣賞受賞及び各部門での好成績を目指し、そして、引き続き本県が全国の和牛生産をリードする役割を果たすべく、関係者一丸となって取り組んでまいります。

それではまず、本日提案いたしました補正予算案につきまして、編成に当たっての基本的な考え方を御説明申し上げます。

これまでも様々なコロナ対策により、本県の社会経済活動の維持・回復に取り組んでまいりましたが、2年以上の長きにわたるコロナ禍で本県経済が大きな打撃を受けている中、新型コロナ「第7波」は、現時点において、そのピークアウトが見通せない状況にあります。さらに、ウクライナ情勢をはじめ複合的な要因による原油・物価高騰が重なり、より一層先行きの不透明感が増しています。その現状について、連日、様々な立場の方々からお話を伺っておりますが、日々の暮らしや将来に大きな不安を抱え、心が折れそうになっている県民の皆様の切実な実態をお聞きするたびに、私の胸に深く刺さるものがあります。

このような中、知事として私が果たすべき役割は、全国知事会の地方税財政常任委員長として、地方を代表して国に要望し、地方創生臨時交付金など必要な財源の確保に全力で取り組むとともに、今後の緊急的な事態に備えつつ、長期にわたって県内経済や県民生活に寄り添い、県民の皆様にも明るい未来を感じていただけるよう、本県を着実な再生へと導いていくことであると考えます。

このような認識の下、県内経済の実態に応じ

た本格的な回復とさらなる活性化に向けた施策を、機動的かつ継続的に展開するため、「宮崎再生」のための30億円の基金を創設することといたしました。

「宮崎再生」の施策は3つの柱で構成しており、柱の1つ目は需要喚起・事業維持支援、2つ目は県民生活の安定化、3つ目が交流回復を見据えた活性化対策であります。

とりわけ、本県の誇るスポーツ環境をはじめ、本県ならではの魅力の強化や継続的な情報発信等に力を注ぎ、コロナが収束した後に経済をV字回復させ、本県が飛躍していくための道筋をつけてまいります。

今回の補正額については、一般会計が225億7,005万1,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,803億4,016万7,000円となります。今回の補正予算による一般会計への歳入財源は、国庫支出金149億8,366万9,000円、繰入金23億8,556万1,000円、繰越金51億9,977万1,000円、諸収入105万円であります。補正額225億円余のうち、約7割の162億円余は、新型コロナウイルス対策のための補正予算となっております。

以下、今回の一般会計補正予算案に計上しています事業の概要について、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、1、コロナ禍や原油・物価高騰等からの宮崎再生に向けた取組、2、原油価格・物価高騰等総合緊急対策の追加、3、新型コロナウイルスの感染拡大第7波への対応及びその他国庫補助決定に伴う事業等に対応するものであります。

1点目は、コロナ禍や原油・物価高騰等からの宮崎再生に向けた取組であります。

先ほど申し上げました30億円の「宮崎再生基

金」を創設し、県民生活や経済活動の本格的な回復とさらなる活性化に向けた施策を、機動的かつ継続的に展開してまいります。設置期間は、今年度から令和8年度までの5年間であり

ます。早速、この取組を具体的に進めるため、基金を財源に、9月補正予算において需要喚起・事業維持支援として、商店街のイベント開催等への補助や、航空会社が負担する空港ビル施設使用料の減免を支援してまいります。

また、県民生活の安定化として、コロナ禍における子どもの貧困に関する実態調査を実施いたします。

さらに、交流回復を見据えた活性化対策として、侍ジャパンなど日本代表クラスのスポーツキャンプの誘致やプロ野球、Jリーグなどの春季キャンプ観覧のため本県を訪れる観光客の誘客強化、インバウンド受入れ拡大に向けた本県への誘客促進などに取り組んでまいります。

2点目は、原油価格・物価高騰等総合緊急対策の追加であります。

6月補正予算に引き続き、生活者支援と事業者支援を実施いたします。生活者支援として、私立学校の生徒寮における食材費高騰への支援や、個人住宅における太陽光発電や省エネ設備等の導入を支援してまいります。

また、事業者支援として、原油価格高騰の影響を受けている一般公衆浴場及びクリーニング所への燃料費高騰分への補助や、国の肥料価格高騰対策における農業者負担分に対する県の上乗せ補助などを行います。

3点目は、新型コロナウイルスの感染拡大第7波への対応であります。

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止、医療提供体制の確保のための取組を進めてまいりま

す。現在の第7波では感染者数がさらに急拡大したため、必要となる所要額を再度見直しております。行政検査や無料PCR検査等を受けられる体制の確保、宿泊療養施設の運営、自宅療養者に対する健康観察の民間委託や食料支援などに取り組んでまいります。

また、国庫補助事業の決定等に伴うものとして、母子保健と児童福祉の両分野の機能を有する「こども家庭センター」の整備・運営に取り組む市町村への支援や、ICTを活用したスマート林業技術の導入を行う林業事業者の支援などを実施してまいります。

主な事業に関する説明は以上であります。これらの事業のほか、令和3年度の決算により生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積立てを行うこととしております。

最後に、主な債務負担行為の設定についてであります。宮崎県東京ビル再整備事業について、既存施設の解体費や県施設部分の取得費として、債務負担を設定するものであります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、宮崎県屋外型トレーニングセンターの設置等に伴い、関係する使用料の新設等を行うものであります。

議案第4号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、教育職員免許法の改正に伴い、教育職員免許状更新等手数料の廃止等を行うものであります。

議案第5号「宮崎再生基金条例」は、長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰からの県民生活及び経済活動の本格的な回復とさらなる活性化に向けた施策を、安定的かつ機動的に展開する

ことを目的として、地方自治法の規定に基づき、基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第6号「宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例」は、国スポ・障スポ大会の令和9年の本県開催が内定したことに伴い、基金の設置期間の終期延長を行うものであります。

議案第7号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、宮崎県屋外型トレーニングセンターを公の施設として設置し、同施設に指定管理者制度を導入することに伴い、施設の利用料金を設定するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第9号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法施行令の改正に伴い、公費負担の限度額の改定を行うものであります。

議案第10号「宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例」は、公職選挙法の改正により、選挙公報の掲載文を電磁的記録媒体で申請できることとなったことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第11号「宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」は、浄化槽管理士免状を交付されて間もない浄化槽管理士について研修受講義務を免除するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第12号「宮崎県屋外広告物条例の一部を

改正する条例」は、広告料収入の活用による公益上必要な施設または物件の設置、または維持管理を促進するため、禁止地域等及び規制地域等に設置できる広告物等に関する規定の改正を行うものであります。

議案第13号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第14号及び第15号は、防災・安全社会資本整備交付金事業に係る工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第16号は、平成23年に策定した宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」について、本県が直面する様々な課題や今後の方向性を改めて整理し直し、2040年（令和22年）を展望した新しいビジョンを策定することについて、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第17号は、人事委員会委員、山口ひろみ氏が令和4年10月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく山口ひろみ氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第18号から第23号につきましては、土地利用審査会委員全員が令和4年10月24日をもって任期満了となりますので、小田ちはる氏の後任委員として永田菜穂子氏を、また、町元真也氏外4名の委員の後任委員として、同じく町元真也氏外4名をそれぞれ任命いたしたく、国土利用計画法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要につ

いて御説明いたしました。

現在、新型コロナや原油価格・物価高騰などの国難とも言うべき、未曾有の難局に直面しております。しかし、これまで、口蹄疫や自然災害など本県が見舞われた様々な危機事象をオール宮崎で克服してきた経験を生かし、県民の英知を結集すれば必ず乗り越えられると信じております。

そして、私は、これまでと変わらぬ対話と協働の基本姿勢の下、県議会をはじめ、市町村や関係機関の皆様、県民の皆様お一人お一人に対し、丁寧かつ誠実な態度で耳を傾け、そのお気持ちに寄り添いながら、この難局から何としても県民の命と暮らしを守るという強い覚悟と気概を持って、宮崎再生に全身全霊をささげて取り組んでまいります。

県議会及び県民の皆様におかれましては、一層の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日3日から6日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、7日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時40分散会

